○公立大学法人新見公立大学評価・将来構想委員会内部質保証部会に関する内規

令和２年６月３日

内規第９号

（趣旨）

第１条　この内規は、新見公立大学常任委員会規程第３条第３項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　学校教育法第１０９条第１項に規定する自己点検･評価の実施及び同条第２項に規定する認証評価の受審を円滑に行うため、評価・将来構想委員会に内部質保証部会（以下「部会」という。）を置く。

（方針）

第３条　部会は、新見公立大学自己点検・評価規程第４条に規定する次の事項の自己点検・評価の実施状況（法人評価に関する事項を除く。）を総括し、その評価結果を改革・改善につなげていくことを通じ、恒常的に教育研究等の水準の保証及び向上を図ることを基本的な方針とする。

(1)　教育活動

(2)　研究活動

(3)　地域・社会貢献活動

(4)　管理運営

(5)　その他必要な事項

（部会の組織）

第４条　部会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1)　評価・将来構想委員会の構成員の中から学長が指名する者　若干名

(2)　本学教職員の中から学長が指名する者　若干名

（任期）

第５条　前条第１号の委員の任期は評価・将来構想委員会委員の任期とし、同条第２号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長・副委員長）

第６条　部会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、学長が委員の中から指名する。

３　委員長は、部会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

（会議）

第７条　部会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

２　部会の会議は、委員の３分の２以上が出席しなければこれを開くことができない。

３　委員長は、必要に応じて関係職員に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

４　委員は、病気その他やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、委員長に届け出なければならない。

（事務）

第８条　部会の事務は、総務課において処理する。

附　則

１　この内規は、令和２年６月３日から施行する。

２　この内規が施行されたときの第４条第２号に規定する委員の任期は、第５条の規定に関わらず、令和４年３月31日までとする。